

補論1 孫文の革命哲学—動員と指導の理論としての『孫文学説』

はじめに

1919年に発表された『孫文学説』は、孫文が自らの革命運動に哲学的基礎付けを行なった、その生涯でも殆ど唯一の纏まった著作である¹。しかし、今日に至るまで日本において、この書が全面的な検討の対象となることは、決して多くなかった。部分的・間接的な言及・紹介・評価は度々為されてきたが、この書の背景・内容・影響等が集中的・総合的に研究された例は、むしろ極めて少い。その理由としては、本書の議論自体が非常に難駁としており、多くの思想史研究者から必ずしも重視されなかったことや、これが孫文の政治的低潮期の著作であるため、政治史研究者にもその重要性を認識されにくかったこと等が考えられる。しかし、本書に対する孫文の自信と傾注とが他でもない彼自身の名を冠した題名に表れていることは、既に指摘されている通りであり²、また従来も膨大な量の研究業績が蓄積されてきた辛亥革命時期と中国国民党改組・国共合作時期とを繋ぐ、言わば結節点に本書が位置していることから、単に孫文の思想のみならず、孫文派の革命運動全体の展開過程を辿る上でも、やはり本書は決して無視し得ない意義を持つ文献であると思われる。

この『孫文学説』を中心的に取り上げた数少い先行研究として、山本秀夫・藤井昇三両氏の論考が挙げられる³。孫文が本書で展開した「知難行易」説の内、山本氏は専ら認識論・実践論としての哲学思想的側面を、藤井氏は主に動員論・指導論としての政治思想的側面を、それぞれ検討の対象としているが、いずれも本書の言説（テキスト）とその脈絡（コンテクスト）との関係、即ち本書が革命運動のどの様な経緯を踏まえて、どの様な状況下で発表され、そして以後の展開過程にどの様な影響を与えたのかという問題を、必ずしも全面的には検討していないと思われる。故に、孫文の革命実践と常に表裏一体の関係の下に形成されていた、革命運動開始以来の革命哲学の系譜上に本書を位置付ける試みも、あまり為されてはいない。つまり、本書の背景となった歴史的脈絡を捨消し、その言説を言わば超歴史的言説として扱ったために、孫文が当時この様な主張を行なったことの内的必然性が軽視される結果となったと考えられるのである。

そこで本章では、まず本書の刊行に先行する時期における、孫文の革命運動の展開と革命哲学の形成との関連を簡単に整理する。その上で、本書の議論を哲学思想・政治思想の両面から分析する。そして最後に、本書がその後の革命の展開に与えた影響と、中国革命史上において持つ意味とを考察することを試みる。

第1節 革命運動と革命哲学の展開

第1・2章で述べた通り、孫文を初めとする興中会の革命運動は、民族主義の高揚による華南人移動人口の政治化を背景として開始され、東京留学生界や海外華僑社会の支持を立憲派と争いつつ、知識人革命派と合流して中国同盟会へと発展する過程で、その革命理論の体系化が進められた。即ち、民族・民権・民生を単線的・普遍的な歴史発展過程の3段階として整序し、この三大主義の同時実現によって、中国が欧米諸国をも凌いで世界の

最先端に立ち得ることが説かれたのは周知の通りであるが、この様な主張の前提になっているのは、孫文の歴史観であると思われる。孫文は、「時勢は人事の変遷であり、自然は天然の一定である。」と述べ、「人事進化」と「天然進化」とを峻別する¹。そして、前者に属する政治の発展は、立憲派が説く様に開明専制→立憲君主→立憲共和という各段階を順次漸進的に辿る必要は無く、「革命」という人為によって最も先進的な政治体制である立憲共和政体を樹立して、「一度の苦勞で永遠に安逸になる」「その効果を一挙に挙げる」ことができると述べる。そして、「少数の最も優秀な心理を持つ者がいれば、その社会の進歩を促すことができる。最も適切な政治方法が自己の社会に適応し、自己の社会の進歩が世界に適応するようにするのが、先知先覚の天職である」と唱えているのである。これは、政治発展を自明・所与の単線的な進化の過程と捉えつつも、その進化の方向性に対する「先知先覚」たる政治的エリートの認識（知）によって、一般民衆をも含む社会全体の発展という実践（行）を、主体的・能動的に促進し得るという見解である。故に、郷村の自治を例に挙げ、「中国は今日この野蛮の自由に富んでいるのだから、将来容易に文明の自由に変ずる」と述べ²、また「一旦変ずれば全国の人心が動揺し、動揺すれば進化は自ずと早まり、十数年を経ずして『独立』の二文字が自然と国民の脳裏に刻み込まれる」と説いている様に³、早急に一般民衆を動員して革命を実行に移しさえすれば、共和政体が容易に樹立され得ると考えられている。「中国同盟会革命方略」が、「軍法の治」「約法の治」「憲法の治」という「三序」を経て、軍政府から人民へと次第に政権が委譲されることを定め⁴、先知先覚が社会全体に共和政体を段階的に適用していく構想を示しているものの、革命の遂行に際して動員対象である民衆に対する指導を徹底させる具体的な方法を巡る議論は、当時の孫文には殆ど無く、言わば強固な組織を形成する指導の問題よりも、広範な支持を集める動員の問題に重点を置いていたのである。これは、孫文が多様な社会集団を動員しつつも、それらに対して確固たる指導性を確立し得ていたわけではなく、むしろ諸集団の自発的な政治化に依存する形で革命勢力を形成していたことと表裏一体を成すものであり、またその結果として辛亥革命に際して孫文が指導性を発揮し得ず、「三序」が実行されなかったことの一因となったとも思われる。

中華民国初代臨時大總統を辞任した後の孫文は、公開政党化後の中国同盟会やその後身である国民党の活動から事実上退いて民生主義、殊に鉄道敷設の促進に専念したが、その大規模な計画は空論・誇大妄想であるとして、世論から必ずしも十分な支持を得られなかった。故に孫文は、進化論を援用して自己の「国家社会主義的政策」の哲学的基礎付けを試みている。即ち、「動物の強弱、植物の榮衰」の様な「天演淘汰」が、「強権」を原理とする「野蛮物質の進化」であるのに対して、「社会組織の不良は天演に規定されるものの、社会組織の改良は人為の力が及び得る」もので、「公理良知」に基く「道徳文明の進化」であると唱え、またアダム＝スミスの「自由競争」説に始まる「功利派」「個人主義」が、ダーウィン進化論やマルサス人口論と合致し、資本家・地主による労働者の圧迫や国家植民政策をもたらしたのに対抗して、「人道を主張し、公理を擁護する」マルクスやヘンリー＝ジョージの社会主義が、「天演界の不足を補い」「弱肉強食・優勝劣敗の学説を覆して、和平慈善による貧富階級消滅」を求めて、前三者の学説に取って替わったと論ず

る⁸。これは、人事進化と天然進化とを区別し、前者が後者を克服し得ることを説いている点で、辛亥革命以前の議論と共通しているが、それを敷衍して社会主義的平等と自然淘汰とを対比することにより、人類進化を道義的価値の実現過程と捉えているのが新たな論点である。そして、「恐怖に因って起こる」悲観こそが「民国の最も危険な事」であって、「何事も『怕』の觀念が有っては行ない得ず、建設事業もきつと永遠に進歩が無い。」と述べ⁹、「事業とは活動によって成功するもので、活動は堅忍が要素であり、世界万事、堅忍してこそ成功し得る。樂觀の精神が有ってこそ堅忍の毅力が生じ、堅忍の毅力が有ってこそ、抱いている主義はその目的を達せられるのである。」と説いて¹⁰、主体的・能動的な実行こそが進歩・発展の原動力であるという見解を示している。この様に、孫文は自説の正当性・有効性を訴えて世論の「動員」を図ったが、組織的指導の必要性は依然として認識しておらず、また第3章で述べた通り、国民党が単なる選挙のための集票機関と化しており、民生主義を実行に移す主体とはなり得なかったこともあって、第二革命の失敗と共に、孫文の鉄道敷設計画等も立ち消えになったのである。

日本へ亡命した孫文は、中華革命党を結成して袁世凱政権の打倒を図ったが、指導よりも動員に重点を置いてきた従来への反省から、この時期に初めて組織の在り方を巡る思想が現れている。即ち、中国同盟会・国民党が党員の不服従の故に失敗したという見解を示し、ミヘルスの政党社会学を援用して、党員と党との関係を官吏と国家とのそれになぞらえ、官吏が国民の公僕として、「自己の自由・平等を犠牲にし、国家に絶対服従して人民のために自由平等を図る」のと同様に、革命党員も「まず自己の自由平等を犠牲にして、国民のために自由平等を図るべきで、故に党首に対しては命令に従わねばならず、国民に対しては自己の権利を犠牲にせねばならない」と説き¹¹、中華革命党加盟の際には、「自己の生命・自由・権利を犠牲にして孫先生に服従する」ことを宣誓し、更に指紋を押捺することを求めた¹²。また、中華革命党が「未来の国家の雛形」であり、当初は「嬰孩」である民国に対して党員が「保姆」として指導すべきであると唱え¹³、「中華革命党総章」では「軍政」「訓政」「憲政」の「三序」を設定し、前2段階において同党が政権を独占的に掌握することを定めた¹⁴。これは、従来も指摘されてきた通り、中華革命党を議会政党とは異なる前衛的革命政党として、「先知先覚」による革命指導を制度化することを企図したものであるが、同時に孫文は第三革命後には全人民に宣誓・登録を行なわせ、それによって「初めて国民と呼ぶことができる」とも述べており¹⁵、革命完了後の中華革命党の地位は必ずしも明瞭ではないものの、政党を国家政府のみならず社会全体とも一体化させる構想を示唆している。しかし、このような思想に基づいて閉鎖的組織を構築した結果、中華革命党は孫文に忠実な党員に対して強固な指導性を確立することには成功したものの、旧国民党員を結集して広範な動員を行なうことはできず、護国運動に際して殆ど局外者的地位に終始したことは、第4章で述べた通りである。

袁世凱の死後に段祺瑞が北京政府を掌握すると、孫文は「護法」、即ち旧約法・旧国会の回復を唱え、一部の国会議員と海軍、そして西南諸省軍事エリート等に依存して広東軍政府を樹立したが、その勢力基盤は極めて脆弱であった。故に、自らの護法運動の実現可能性を強調して支持を求めることが必要となったのであるが、その際の論法は、『孫文学

説』の「知難行易」説の難形とも言うべきものである。即ち、『論語』の「民はこれを由らしむべけれども、これを知らしむべからず」や、『孟子』の「これを行なひて著かならず、習ひて察かならず、終身これに由りてその道を知らざる者衆し」、商鞅の「民はともに成を楽しむべけれども、ともに始を図り難し」を引用し、また文法・化学・建築といった『孫文学説』でも用いられている例を挙げて、「先に行なって後に知るのが進化の初級である。先に知って後に行なうのが進化の盛軌である。」と論じ、「これを知ること艱きにあらず、これを行なうことこれ艱し」や「知行合一」といった伝統的な考え方を批判し、「これを行なうこと艱きにあらず、これを知ることこれ艱し」と唱えて、認識（知）に比して実践（行）が容易であることを主張したのである¹⁶。これは、孫文が知行論（認識論・実践論）と進化論とを結合させた最初の例であるが、動員論・指導論との関連は未だ考察されていない。そして、一度は多様な勢力を動員して広東軍政府を樹立したものの、自己の指導性を確立することには再び失敗し、間もなく広東軍政府から排除されることになったのは、第5章で述べた通りである。

この様に、孫文が革命運動の開始以来一貫して苦慮してきたのは、動員と指導とを如何にして両立させるかという問題であったと思われる。広範な支持を得るために動員を重視すると、組織的な指導を行なうことが困難とならざるを得ず、強固な指導性を確立するためには、動員の範囲が限定される結果となったのである。そして、それぞれの時期において運動形態を基礎付けるために、進化論・認識論・実践論・動員論・指導論等の思想が断片的に表明されてはいるが、それらを一つの纏まった思想へと体系化し、動員と指導との関係を定式化することはなかった。故に、革命運動の回顧・反省と従来の革命哲学の集大成とに基いて、動員と指導とを両立させ得る新たな運動形態を模索し、革命勢力を再構築することが、孫文にとって不可避の課題となったのである。

第2節 『孫文学説』

(1) 執筆の背景

広東軍政府海陸軍大元帥を辞任して上海へ戻った孫文は、暫くの間『孫文学説』や *The International Development of China*（『実業計画』）の執筆に専念した。当時、中立派の徐世昌が総統となって武力統一を唱える段祺瑞が首相を辞任した北京政府と、西南軍事エリートの連合政権となっていた改組軍政府との間で、日本・イギリス・アメリカ・フランス・イタリアの5か国公使団が共同で提出した「南北和平統一勧告」を受けて、1919年2月20日から南北和平会議が進められつつあったが、この様な展開から孫文は事実上排除されていた。また、中華革命党は既に第三革命終了後に活動を停止していたため、直接に指導し得る革命勢力の組織を、この当時の孫文は有していなかった。更には、次第に影響力を拡大しつつあった新文化運動も、孫文等の革命運動とは殆ど無関係に行なわれており、むしろ辛亥革命が中国の直面する諸問題を解決し得なかったことを理由に、孫文を批判する者も少くなかった¹⁷。故に、当時の孫文にとって最大の課題は先に述べた様に革命勢力を再構築することであり、そのために従来の革命哲学を集大成して理論化・体系化し、革命再開の意思表示として発表されたのが本書であったと言えよう。尚、本書は1918年12月

30日に「自序」が著され、1919年5月20日に印刷に付し、6月5日に発行された。故に、執筆時期は1918年末から1919年5月にかけてであり、本書の論旨が直接に五四事件の影響を受けることは殆ど無かったと思われる¹⁸。

(2) 問題設定

まず孫文は「自序」において、辛亥革命直後に「本来ならばそこから続いて、革命党が抱く三民主義と五権憲法、及びその『革命方略』の規定する様々な建設構想を実行し得て、そうすれば必ずや時に乗じて中国を一躍富強の段階に登らせ、人民を安楽の境遇に至らせることができた」にも拘らず、革命宗旨・革命方略への信仰が不十分な黨員が、孫文の主張は「理想が高すぎ、中国の用には適せぬ」と反対したために、革命後の混乱を招いたと述べる。即ち、「当時を思えば、私が直々に革命黨員に伝授したものの、絵空事・理想空言とされたことは、今日を見ると、世界潮流の需要に適い、また民国建設の資材となるものである。」と、自己の革命理論（三民主義・五権憲法・革命方略）が無謬の真理であることを前提として、あくまでもそれが実行されなかったことに辛亥革命失敗の原因を求めている。故に、「政治の成敗は人心の盛衰に関わる」「できないのではなくてしないのであり、しないのではなくて知らないのである」と説いている様に、革命の再起のためには国民の心理を改造することこそが課題であるという主知主義的見解に基き、「数千年来中国の人心に深く影響を与え」ている、「これを知ること艱きにあらず、これを行なうことこれ艱し」の説を打破して、「もしこれを知ることができれば、建設事業も単に掌を返し枝を折る様なものに過ぎない」のを、国民に理解させることが専ら企図され、自己の革命理論（三民主義・五権憲法・革命方略）自体を再検討しようという姿勢は全く無い¹⁹。この様に、「知者」としての孫文が「行者」としての国民に対して、自らの革命理論（知）に賛同して革命実践（行）に参加するよう促すという、本書の基本姿勢が設定されているのである。

(3) 哲学思想

本書において孫文の知行論（認識論・実践論）は、彼の進化思想・歴史観に基礎付けられている。即ち、人間の認識（知）と実践（行）との関係は、人類進化・歴史発展に従って変化するという考え方である。まず、孫文は宇宙・世界の進化を、「物質進化の時期」「物種（生物—引用者）進化の時期」「人類進化の時期」の3段階に分け、物質から生命が発生して人類に進化する過程として把握する。そして、「人類には遂に理解を得る希望が有るが、生物には永遠に知り得る期は無い」という様に、実践から認識に至る可能性の有無に生物と人類との差異を求めると共に、「物種進化の時期」において「物競天沢の原則に基き、幾度もの優勝劣敗・生存淘汰・新陳代謝を経て」誕生した人類は、「人類進化の時期」においては「互助」を原則としており、「人類はこの原則に従えば栄え、この原則に従わねば滅びる」とも説く。そして、人類には依然として生物時代の「遺伝的性質」が残っているため、必ずしもこの原則を順守することはできないと述べながらも、『礼記』礼運篇の「大道の行なはるるや、天下を公と為す」や、『新訳聖書』マタイ伝の「御意の

天のごとく迄にも行なはれんことを」を引用し、「現在の苦痛の世界を極楽の天国に変える」ことこそが人類進化の目的であると唱える²⁰。つまり、人類進化と生物進化との間に連続性を認めつつも、前者を後者とは異質であり、後述する様に認識が実践を計画・制御することによって道義的価値が実現される、人為的・非自然的過程として把握しているのである。これが、辛亥革命以前からの孫文の進化思想を発展させたものであることは、言うまでもない。尚、孫文が「知るは難く、行なうは易し」を証明するために挙げている実例の内、「身体内の飲食の事は、誰もがこれを行ないながら、終身その道理を知らない」という事例は²¹、各々「物種」と「人類」とに相当する自然的・身体的実践と人為的・精神的認識とを対比し、実践（行）が認識（知）に先行するため、前者が容易で後者が困難であるとする論法と言えよう²²。

孫文はこの人類進化を更に、「草昧から文明に進む、知らずに行なう時期」「文明からいっそう文明に進む、行なってから知る時期」「科学が発達した後の、知ってから行なう時期」という、人類史の3段階に分ける²³。これは、実践→経験知→合理知という発展過程、換言すれば、実践の結果としての認識の獲得とその認識による実践の計画・制御とが、漸進的に増大する過程であると言えよう。「知難行易」の実例として挙げられている金銭・作文・建築・造船・築城・運河・電気・化学は、原理に対する知識を持たずに実際の行動を取る、つまり「知らずに行なう」ことが可能であるが故に、認識（知）が困難で実践（行）が容易であると共に、近代的科学技術諸分野の正確な知識によってその適切な実行が為され得る、換言すれば「知ってから行なう」こともまた可能であるが故に、やはり認識（知）が困難で実践（行）が容易であるという、二重の意味で「知るは難く、行なうは易し」を例証するものとされている²⁴。尚、科学の時代においては、「およそ知識から意像を構成し、意像から条理を生み出し、条理に基いて計画を策定し、計画に則って労力を用いることができるならば、その事物が如何に精妙で、工程が如何に壮大であっても、日ならずして達成できぬものは無い」と²⁵、合理的な認識が実践を適切・有効に計画・制御し得ることを認めてはいるものの、「科学が発達したとはいえ、人類のことはやはり尽くまず知ってから行なうというわけにはいかず、知らずに行なう事が知ってから行なう事よりも依然として多い。」「人類の進化は、知らずに行なうことが不可欠の初歩である。」と述べている様に²⁶、この実践と認識との相互作用によって漸進的に昂進する、両者の間の螺旋的往還運動としての人類進化は、完結することのない言わば「開放系」であり、そして実践こそが認識の増大というこの人類進化の原動力に他ならないという見解を示しているのである。尚、これは楽観に基く主体的・能動的な行動こそが進歩の原動力であるという、従前の見解を発展させたものであると思われる。

孫文は以上の様な論法に基いて、「これを知ること艱きにあらず、これを行なうことこれ艱し」を否定して、「知るは難く、行なうは易し」を唱えると共に、王陽明の「知行合一」説をも批判する。即ち、「陽明の『知行合一』の説は、人に善を為すように促すものである」が、「彼も、『これを知ること艱きにあらず』して、『これを行なうことこれ艱し』と考えていた」ため、「人が向上するには必ず努力して実行せねばならず、困難が有っても恐れずに、知った以上は行なうべきであるので、人に困難を行なうように促した」。

しかし、これは「人性に相反する」ものであり、結果として「この説に惑わされ、途端に困難を恐れる心が生じ、敢えて行なおうとはしなくなった」と述べる²⁷。つまり、本来は容易な実践（行）を通じてこそ困難な認識（知）が為され得るにも拘らず、この難易を転倒するばかりでなく、更に両者が同時に為されるべきことを説いたために、容易から困難へ進むという人間にとって自然な発展が不可能になったと捉えているのである。そして、「これを知ること艱きにあらず、これを行なうことこれ艱し」と「知行合一」という2つの謬説に惑わされた中国人は、「その遠い祖先が獲得した知識は、全て危険を冒して猛然と進んで得たものであり、初めは知らずに行ない、次いで行なってから知り、最後に既知に基いて更に行動へと進んだことを、殆ど忘れてしまった」ために、「行によって知を求め、知によって行に進む」という正常な進化が停止し、「三代以後、中国文化は退歩するばかりで進歩することが無くなった」と論ずる²⁸。即ち、先に述べた認識と実践との間の螺旋的往還運動としての進化が、この2つの謬説によって阻害されたという見解である。尚、これも恐怖・悲観が中国人の欠点であると説いた、民国初期の主張に通じるものと言えよう。

総じて言えば、孫文は人類進化の過程を、人類が未だ認識（知）の及んでいない未来・世界を、実践（行）を通じて既に認識されたのものへと漸進的に変えていくことにより、自らの実践を事前に計画・制御し得る程度が徐々に増大し、結果として科学的真理という認識的価値のみならず倫理的正義という実践的価値をも、次第に実現していく過程として捉えている。そして、中国の停滞と西洋の発展との差異を、この認識と実践との正常な相互関係の有無によるものと把握しているのである²⁹。

（4）政治思想

孫文は、「革命の建設とは非常の建設であり、また速成の建設である。建設にはもとより尋常のものが有って、社会の自然な趨勢に従い情勢に応じて有利に導いて行なうものがそれで、これは革命の建設とは異なる。」と説く³⁰。これは、先に述べた「知らずに行なう」自然的な「尋常の」進化に、「知ってから行なう」人為的な「非常の」進化を対置し、革命を後者に比定するものであろう。即ち、既述の認識（知）によって実践（行）を事前に計画・制御する、人類進化の第3段階における知行関係の在り方として、革命を捉えているものと思われる。これは、既に述べた辛亥革命時期の革命史観を認識論・実践論で裏付けたものであり、更に「私は革命の建設に際して、世界進化の潮流に基き各国が既に行なった先例に従い、その利害得失に鑑みて十分に考慮し適切に計画して、その後に革命方略を定め、革命進行の時期を3つに規定した。」と述べ、「軍政時期」「訓政時期」「憲政時期」という3段階による共和政体への移行を説いているのも³¹、まさに中国同盟会以来の「三序」を、革命方略という認識（知）による革命建設という実践（行）の計画・制御として捉え直したものである。

尚、この様に漸次的・段階的な革命の進行が必要なのは、「中国人民の知識程度が不十分」であるためとされる³²。即ち、既述の「知らずに行なう」「行なってから知る」「知ってから行なう」という知行関係の通時的3段階が、現時点における人類の共時的3類型、

即ち「先知先覚者が創造・発明する」「後知後覚者が模倣・遂行する」「不知不覚者が尽力・達成する」や³³、「先知先覚者は発明家である」「後知後覚者は鼓吹家である」「不知不覚者は実行家である」に対応し³⁴、「科学が発達すればする程に、一人の知行は益々離れ、知者が必ずしも自分では行なわないだけでなく、行者が必ずしも自分では知らない」という様に、人類進化に伴って認識（知）と実践（行）との分業化が進むと説く³⁵。故に、革命に際しても、「中国人民は今日初めて共和政体に進んだが、やはり先知先覚の革命政府がこれを教えなければならない。これが訓政の時期であり、専制から共和への過渡が必要とされる理由である。」「この主人を保養・教育して、成年に達した後に政権を返還する。」という様に、「民国の主人ではあるが、実際には生まれたばかりの嬰兒に等しい」人民と、「この嬰兒を産んだ母」であり、「産んだ以上は、これを保養・教育する」責任を負う革命党とが、不知不覚の実践者と先知先覚の認識者との分業関係、換言すれば進化の程度の進んだ後者が遅れた前者の進化を助ける関係に在るとされる³⁶。

そして、その具体的な方法として提起されているのは、全中国人民に宣誓を行なわせることである。即ち、「一片の散沙に等しい」4億人の中国人を集めて、「有機的に結合した法治国家にする」ためには、「必ず民国に対して正心・誠意の宣誓を行なって、民国を擁護し、民権を振興し、民生を向上させることを表明せねばならない。必ず規定に従って宣誓の儀式を行なってこそ、民国国民の権利を得ることができ、さもなくば依然として清朝の臣民と見做す。」「有志の士が各々の県において地方自治会を組織し、発起人が互いに規定に従って宣誓することを望む。会が成立した後に、会の各員が全県の人民にこれを行ない」「一県が完了したら、他県が自治会を成立させてこれを行なうのを助けねばならない。」と説く。孫文は従来から、革命党員の加盟に際して宣誓を要求しており、これはその適用対象を全中国人民にまで拡大したもので、革命党が「先天の国家」であり、それと同様の方法で形成されるのが「後天の民国」であると見做されている。この構想が既に中華革命党時期に現れていることは、既述の通りである。孫文は、この宣誓を自らが「率先して行なう」と述べ、「孫文は正心・誠意、皆の前で宣誓する。これより旧を除いて新に改め、自立して国民となる。誠意を尽くし全力を尽くして、中華民国を擁護し、三民主義を実行し、五権憲法を採用する。政治を公明にし、人民を安楽にし、国家の基礎を永遠に強固にし、世界の平和を維持することに努める。以上、誓う。中華民国八年正月十二日、孫文誓いを立てる。」と記している。そして、「専制君主の奴隸」であった中国人民が、この様な宣誓によって「民国の主人」となることができると唱えているが³⁷、これは社会内部に生じた進化程度の格差を宣誓という啓蒙を通じて解消し、「不知不覚」の人民にも「後知後覚」の革命党員と同様に、「先知先覚」たる孫文の認識（知）、即ち三民主義と五権憲法という思想を共有させることによって、言わば人民を人為的に知者へと進化させることを企図するものであり、換言すれば、宣誓を通じて主権者としての覚醒を促すことによって、君主政体の下で政治的には消極的・受動的であった「臣民」を、主体的・能動的な共和国の「国民」へと政治化させ、自然的共同体の集積を王朝が統治する前近代的天下国家から、自覚的な国民が主体的・能動的に構成する近代的国民国家へと中国を変容させる、全人民を対象とした動員・指導の試みであると言えよう³⁸。

但し、先にも述べた通り、科学の時代においても依然として、「知らずに行なう」ことが進化の原動力であると孫文は考えており、全中国人民が認識を獲得するのを待って実践を開始するのでは、「河清の時は来ず、坐して好機を逸する」のを免れず、「衣食足りて礼節を知り、倉廩実ちて栄辱を知る」と言う通り、早急に『実業計画』に従って中国を富強化させれば、「実業が発達し、民生が向上し、その時こそ教育の普及を実行できる」と説く³⁹。そして、中国の貧困・弱体の原因は、「官吏の汚職、政治の腐敗が害を為したことである。この害が一度除かれれば、中国を富強に至らせることになるというのは、実に道理に適ったことである。」と述べていることから⁴⁰、中国富強化の前提条件となるのは政治の改良であり、それは孫文の指導する革命によってこそ実現されるというのが、政治的配慮からか明言を避けてはいるものの、やはり孫文の真意であると思われる。これは、「先知先覚」の孫文の指導に既に服している「後知後覚」の党员による革命が、宣誓を通じた認識（知）の分与による「不知不覚」の人民への指導の徹底よりも、先行すべきだという見解を表すものであろう。但し、実践（行）こそが進化の原動力である以上、上述の地方自治会による人民の宣誓と革命運動との関係は本書では規定されていないが、認識者ではなくとも実践者ではある人民大衆の広範な動員が、自らの革命運動に有利であると孫文は考えていたものと思われる。換言すれば、依然として革命党の指導によって組織化されず「不知不覚」である人民は、認識に基く実践である革命運動自体の中心的主体とはなり得ないものの、革命に有利な状況を側面から醸成するための、動員対象にはなり得ると捉えられているのであろう。つまり、「先知先覚」としての孫文は、「後知後覚」たる革命党员に対する強固な指導と、「不知不覚」の人民に対する広範な動員とを、並行して別個に行なうことを企図していたと考えられるのである。大衆運動と革命党との関係は、本書においてはやや不明瞭であるが、後述する通り正式政府・再建大本營・國民政府時期の重要な課題となる。

総じて言えば、孫文は自らの革命思想（三民主義・五権憲法）という認識（知）を共有し、それを実現する革命運動（護法運動）という実践（行）を任務とする集団として革命政党组织し、更に革命後には全人民にまでこの様な関係を敷衍・拡大することによって、中華民國の全体を自らの思想に基いて構築することを企図していたと思われる。その結果として、全中国人民が覚醒して人類進化の第3段階である「知ってから行なう」人間となり、共和国家の主権者としての自覚を持つ「国民」となることが期待されていたのである。本書の第8章「有志竟成」において、孫文の「志」が共有されることによって中国同盟会が結成され、更にそれが辛亥革命の成功へと進展する経緯を叙述しているのは、まさに革命による中華民國の樹立という実践（行）を、孫文という指導者個人の認識（知）の具現化として描出したものと言える。故に、「予が中国において共和革命を提唱し、幸いにして既に破壊は成功したが、建設事業は未だ緒に就いていない」と述べているのは⁴¹、この具現化が未完成・不十分であるという意味に他ならず、その達成のためには、実践者たる中国人民が認識者たる孫文の動員に応じ、そして最終的にはその指導に服従することが要求されるのである。

おわりに

第1節と第2節(1)で述べた様に、革命運動を開始して以来、孫文は指導と動員とを両立することに成功しておらず、1919年当時においては自己の革命勢力を再構築することこそが最大の課題であった。そして、第2節(2)～(4)で分析した通り、この『孫文学説』という書は、「先知先覚」の孫文が「後知後覚」の革命黨員や「不知不覚」の人民を動員しつつ、彼等に自らの認識(知)を共有させることによって彼等の実践(行)を指導することが、未完の革命を完成させて、中国人に人類進化の正常な軌道を歩ませることになると説くものであった。これは、南北和平会議の結果次第では孫文の排除が固定化しかねない状況下で、自らを革命の創始者と位置付けて辛亥革命を「孫文の革命」として描き出し、中華民国とは孫文の思想の具現化に他ならず、故に孫文の排除はその本来の理念からの逸脱であると論じることによって、政界への再参入を果たすために必要な、自己の正統性を主張する試みでもあったと思われる。即ち、独自の軍事力を有する北洋・西南軍事エリート諸派や、少くとも形式上は民意によって選ばれた広州・北京の両国会の議員と異り、孫文の保持する政治資本は三民主義や五権憲法といった独自の革命思想と、最も早くから一貫して継続してきた革命運動の経歴のみであり、故に自らを認識者、他者を実践者と位置付けて、「知るは難く、行なうは易し」を唱えることによって、南北和平会議を推進していた他の一切の政治勢力に対して、孫文が優越することを説いたのである。

その後間もなく南北和平会議は失敗に終わり、孫文は1919年10月10日に中華革命党に替わって中国国民党を発足させ、翌1920年秋には陳炯明・許崇智の粵軍に命じて広東省を制圧させると、自ら広州に戻って継続軍政府を正式政府に改組すると共に、労働運動に対する支援を開始した。そして、陳炯明の反乱を経た後の再建大本営時期には、中国国民党の「改組」を実行すると共に、労働運動・農民運動への支援を強化して、同党が一元的な統治を行なう「党国体制」を広東省に確立し、孫文死後の国民革命によってこれが全国に拡大されたことは、周知の通りである。この際、労働運動・農民運動を援助しつつも、第6章で述べた通り、これを党自体の中に完全に組み込むのではなく、工会・農民協会という労働者・農民の独自組織に対する支援という形をとったのは、先に述べた動員と指導との並行を実行したものである。尚、再建大本営時期に行なわれた中国国民党の「改組」や労農運動政策に関しては、「聯ソ・容共」政策によってソ連・コミンテルンから得た知識・技術が採用されてはいるが、「党国体制」の基本的構想自体は中華革命党時代に既に現れており、その哲学的基礎付けが為されたのは、まさに『孫文学説』においてである。つまり、孫文という思想家にして政治家でもある特定の具体的個人が、人類(民族)の歴史的発展(進化)の方向を示す思想(三民主義・五権憲法)を唱え、その指導に服する前衛政党としての中国国民党が革命運動を遂行し、一般大衆を動員しつつその教化・啓蒙を図るという意味を表明したのが、この『孫文学説』であった。換言すれば、過渡的体制としてのカリスマ的・人民主義的な革命独裁である「党国体制」を敷くことによって、前近代的天下国家から近代的国民国家への転換を成し遂げる構想が本書において確立され、やがて実行に移されることになったのである¹²。